

平成27年度 部局自己評価報告書（03:法学研究科）

Ⅲ 部局別評価指標(取組分)

※ 評価年次報告「卓越した教育研究大学へ向けて」で報告する内容

※ 字数の上限:(1)～(2)合わせて7,000字以内

(1)全学の第2期中期目標・中期計画への貢献及び部局の第2期中期目標・中期計画の達成に向けた特色ある取組等の進捗状況・成果

1 国や地方公共団体に向けての政策提言や審議会等への積極的参画（全学の第2期中期計画 No. 2 9「国家政策及び地域政策への貢献」、No. 2 1「社会的課題にこたえる戦略的研究の推進」、部局の第2期中期計画 I-3 (1) 1「地域政策・国家政策への貢献」)

法学研究科が取り扱う学問領域（法学・政治学・公共政策学）は、国や地方公共団体の政策立案活動と密接な関連を有しており、本研究科は、部局ビジョンの重点戦略・展開施策2にも掲げるように、平成26年度も、「行政との間の共同研究の推進及び研究成果の還元に向けた連携」に重点をおいて引き続き積極的な活動を行った。

①26年度に専任教員が中央省庁・地方公共団体・公益法人において審議会委員等を務めた件数は、のべ86件に及んだ。そのなかには衆議院議員選挙区画定審議会委員（稲葉馨教授）、地方制度調査会委員（飯島淳子教授）、日本学術会議会員（糠塚東江教授）のように、社会的重要性・注目度がきわめて高い委員職が含まれている。

②審議会委員等としての活動には、東日本大震災からの復興にかかる取り組みが含まれている。島田明夫教授は、内閣府「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会・被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ」や内閣府「防災基本計画の在り方に関する検討会」の委員として重要な役割を担い、WGの取りまとめが朝日新聞（平成26年7月29日）1面トップで報じられるなど、大きな社会的反響ももたらした。そのほか、地方公共団体への貢献としては、災害応急対策にかかる岩手県、遠野市、陸前高田市との連携（災害科学国際研究所の事業への参画）や、加美町における地域防災計画策定作業への参画等がある。

③こうした政策立案への参画は、社会連携活動にとどまらず、平成26年度の法学部演習「災害・緊急事態と法」や公共政策大学院講義「防災法」のように、教育活動にフィードバックされている。

④科研費による共同研究は、こうした政策立案への参画のバックボーンになっている。たとえば、科学研究費補助金基盤研究（A）「家族法改正のための基礎的・領域横断的研究」（研究代表者：水野紀子教授）は、民法改正が国の政策課題となるなかで、政策提言の基盤となる研究拠点として機能した。

2 被災からの復興・地域再生にかかる取り組み（全学の第2期中期計画 No. 2 1「社会的課題にこたえる戦略的研究の推進」)

東日本大震災からの復興や大規模災害に関しては、政策策定への参画（上記項目）のほかにも、公共政策大学院の活動、共同研究、学生・ボランティア支援にかかる取り組みを実施した。

①公共政策大学院における取り組み

(1)公共政策大学院の必修科目「公共政策ワークショップI」では、実務家教員と大学院生がチームを組み、平成26年度も、震災復興にかかわるテーマを取り上げて政策提言をおこなった。ワークショップ「地域から考える経済・社会のグリーン化：環境経営・環境産業・地域づくりについて」では、東松島市を対象地域にして、被災跡地の有効活用策を検討した。ワークショップ「宮城県における産業の特徴とその持続的発展に資する施策」も同じように、復興のネクストステージの政策課題を採りあげた。両ワークショップは、自治体や関係者と緊密に連携して、ヒアリングやフィー

ルドワークの手法も駆使しながらリサーチを推進し、最終的な政策提言を当該自治体に示した。

(2)平成26年度に、公共政策大学院の2年次学生が作成したリサーチペーパーのうち9本は、「福祉型仮設住宅の長期的利用に関する研究」「東日本大震災後の建設業における労働者不足問題と技術の継承に関する考察」「防災分野における日本の国際協力の在り方に関する一考察」等のように、震災復興にかかる個別の政策課題を選び、実地調査をふまえて執筆されたものである。

②共同研究

復興や震災後の法・行政にかかわる研究活動の中核となったのは、(1)科学研究費補助金基盤研究(A)「大規模災害と法」(研究代表者：稲葉馨教授)、(2)科学研究費補助金基盤研究(A)「科学技術の不確実性と法的規制：学際的観点からの包括的的制度設計の試み」(研究代表者：中原茂樹教授)であった。後者では、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州土地環境裁判所長官ブレ斯顿判事を招聘して、シンポジウム「科学の専門知を法廷でどう扱うか？」を10月に主催し、法曹実務家を含む百名程度の参加者を得た(成果についてはII(3)-iiも参照)。

③学生・ボランティア支援

寄附金にもとづいて平成23年度に創設した「独日支援基金」を原資として、平成26年度も、(1)のべ7名の被災学生に対して「独日支援基金奨学金」として経済的支援を実施したほか、(2)東日本大震災学生ボランティア支援室を通じて、本学学生によるボランティア活動を財政的に支援した。両支援の成果については、本研究科より毎年度2回、寄附金出資者に報告をおこなっている。

3 国際的ネットワークの構築(全学の第2期中期計画 No.7「国際的ネットワークの構築と学生の海外留学促進、受入れ留学生の増員等」、No.26「国際的ネットワークの構築による国際共同研究の推進」、部局の第2期中期計画I-3(2)1「教育面での国際的連携の強化」、I-3(2)2「国際共同研究の推進」)

①グローバルな修学環境の整備 前掲II(1)を参照

②国際共同博士課程コース(CNDC)事業の拡張(受入れ実績は前掲II(1)参照)

(1)海外提携機関との関係強化や提携先拡充に関して、現在の10の海外提携機関すべてと平成27年度末にMOUを更新することを決定したほか、事業の発展・拡充をめぐる、平成27年4月に、ドイツの提携機関の教員2名が本研究科を訪問して協議を実施した。提携先の拡充をめぐる、平成27年3月にオーストラリアの3機関を教員2名が訪問して、新規提携について意見交換を開始した。

(2)CNDC学生受入れ体制について、地域社会や実務界も組み込んだ受入れのプラットフォームを整備・強化した。平成22年度より仙台弁護士会の協力のもと、CNDC学生を対象とした法廷傍聴や共同勉強会を定期的で開催しているが、平成27年4月には、同弁護士会において正式に「国際委員会」が設置されて、連携体制がさらに強化された。

③研究面における国際的活動の拡充 以下のIII(2)Bを参照

4 そのほか

①学生支援の充実・強化(全学の第2期中期計画 No.15「修学支援の充実」、No.17「キャリア支援の推進」)

平成27年4月より法科大学院での学生支援体制を拡充し、外部資金(JR東日本基金)を原資として、入学試験成績上位者(各年度5名程度)に奨学金給付を開始した。また平成27年4月より、専門職大学院学生を対象とするキャリア支援活動のため、エクステンション教育研究棟に「キャリア支援室」を設置した。

②産学連携の更なる推進(全学の第2期中期計画 No.32「産学連携研究の推進」)

渡辺達徳教授及び水野紀子教授がCOIプロジェクト「さりげないセンシングと日常人間ドックで実現する理想自己と家族の絆が導くモチベーション向上社会創生拠点」のWG5に参加し、平成26年度末にはCOCN(産業競争力懇談会)を通じて、関連省庁への政策提言を実施した。

③学生募集力の向上（全学の第2期中期計画 No.9「わかりやすいホームページ」、部局の第2期中期計画Ⅳ「広報活動の充実」）
ウェブサイト进行全面更新して、部局情報や、専任教員のひとと業績の「見える化」を推進した。

(2)「部局ビジョン」の重点戦略・展開施策及びミッションの再定義(強み・特色・社会的役割)の実現に向けた取組等の進捗状況・成果

A 重点戦略・展開施策1「優れた法曹・政策プロフェッショナルの輩出及び高度専門職業人の育成」の実現に向けた取組

1 法科大学院の強化

法科大学院にもとづく法曹養成という国の制度は、残念ながら、当初の理念どおりには機能しておらず、司法試験合格率が増加しないばかりか、弁護士の就職難も生じている。そのため、法科大学院入学志望者は全国的に減少して、志望先が首都圏・関西圏の法科大学院に集中するようになっており、それ以外の地域の法科大学院は、例外なく、組織の運営・維持に問題を抱えている。こうした外部状況のなかで、法学研究科は、東北地方で唯一の法科大学院として、高等裁判所・高等検察庁所在地にある国立総合大学に求められる役割を果たすために、平成26年度も法科大学院の改革にエフォートの多くを注いだ。

①司法試験合格率の向上にむけた取り組みと成果

平成25年度より、法務学修生制度の導入やオフィスアワー制度の拡充等によって、司法試験合格率の向上にむけて取り組んできたことに加えて、平成26年度からは、学生定員を30名削減して50名としたことに併せて少人数教育をより一層拡充する体制を整備した。平成26年度司法試験では、法科大学院別合格率・合格数においてともに全国10位となり、前年度の19位（合格率）・15位（合格者数）より改善を見た。

②プログラムの拡充

平成26年度より1年次教育の拡充を目的とするカリキュラム改革を実施したことに引き続いて、教育、社会連携、学生支援にかかるプログラムの改善・導入を決定して、平成27年度より以下の3つの取り組みを開始した。

- (1)「理論と実践に精通した教員養成プログラム」： 博士後期課程の後継者養成コースの授業科目を法科大学院でも開講して両者の連続性を確保して、「理論と実践に精通した教員」の養成を図った（以下の研究大学院の項目を参照）。
- (2)「法曹継続教育プログラムの創設」： これは、法科大学院を修了し、活動している弁護士を対象とする継続教育のプログラムである。修得が困難な先端的法分野を中心に、最新の法的課題に対応し、法曹として活躍するために必要な法的知識やスキルを修得できる場として、公開講座の形式により「法曹継続教育プログラム」を提供する。平成26年8月に法科大学院同窓会の協力のもと、若手弁護士を対象に実施した意識調査の結果、専門知識の修得が難しい先端領域の分野や、弁護士職務において扱うことの多い家事分野についての講義・演習を、弁護士業と並行しながら受講したい、との社会的ニーズが存在することが確認できた。平成27年度は、実務上の要請が急速に高まっている先端分野である「知的財産法」分野について、第1に、大学院授業科目を実務家にも開放し、第2には、弁護士知財ネット東北地域会と連携して、短期集中型の「知的財産法修得プログラム」を開講することとした（平成28年度以降の拡充に関してはⅣ（1）を参照）。
- (3)「法科大学院修了生の職域拡大の強化」： 東北地方唯一の法科大学院として、法曹職に限らず、「地域創生に寄与しうる高度な法的知識を有する人材」を輩出することが、本法科大学院には求め

られている。学部卒業生よりも高度な法的知識をそなえた法科大学院修了生に対する社会的ニーズが存在していることをふまえて、平成26年度には、法科大学院在学生対象の就職説明会に、研究科からの働きかけによって七十七銀行を招聘した。引き続き平成27年度以降も、法科大学院修了生の進路先の職域拡大にむけて、地域有力企業との連携をさらに拡大する取り組みを続けている。

③取り組みに対する評価

以上の取り組みや成果をふまえて、平成26年9月の中教審部会報告において、本法科大学院は、法科大学院公的支援見直しにあたって、全国の法科大学院のなかで最高ランクである「第一類型」（13校）に分類された。また同11月には、上記②の取り組みが、法科大学院公的支援見直し加算プログラムの「優れた取組」と認定された。

④受験者数・入学者数増加に向けた取り組み

良質な受験生・入学者を数多く確保するため、平成26年度入試より既修者コースと未修者コースの併願を可能としたが、さらに、(1)平成27年度入学者より、入試成績上位者に対する奨学金制度を導入し(III(1)4参照)、(2)個別進学相談会の回数を増やすとともに、東北地方各大学での出張説明会の開催や、予備校主催の説明会への参加、法科大学院協会主催の「法科大学院が分かる会」を活用した広報活動、の取り組みを開始した。(3)さらに、平成28年度入試からは、優秀な法学部生や、社会人及び他学部卒業者を確保するために、「飛び入学」と「特別選抜」を導入することを決定した。

2 研究大学院の拡充

①後継者養成コース

法学研究科は、優れた法曹・政策プロフェッショナルの輩出のみならず、そうした教育を維持すべく、後継者となる研究者・教員の養成に向けて、平成23年度に、博士後期課程に「後継者養成コース」を設置した。平成26年度からは、同コースを「実務家型」と「研究者型」に再編成する制度拡充をおこない、実務と理論を架橋する能力を涵養するため、「上級エクスターンシップ」「法政実務カンファレンス」等の新規科目を導入するカリキュラム改革も行った。

さらに平成26年度中には、法科大学院改革と連動して、「理論と実践に精通した教員養成プログラム」の導入を決定した。これは、後継者養成コースの授業科目を拡充したうえで、法科大学院においても開講することを通じて、法科大学院と博士後期課程の連続性を強化して、博士後期課程への進学を促進するための改革である。具体的には、(1)研究者・実務家との対話型の授業科目である「法政実務カンファレンス」を法科大学院でも開講、(2)実務におけるニーズの高まりをふまえ、「子どもと法演習」など分野横断的授業科目を開講して法科大学院でも開設した。

②広報活動の強化

課程・コースを問わず、大学院への進学を促す広報活動を拡充した。学部キャリアガイダンスでは平成26年度より「研究者志望コース」を新設して説明会を実施したほか、研究大学院のウェブサイト进行全面刷新して修了生からのメッセージを掲載するなど広報を強化した。

B 重点戦略・展開施策2「研究成果の社会還元及び国際的な研究者の研究ネットワークの構築」の実現に向けた取組

1 研究成果の海外発信

法学研究科が担う法学・政治学・公共政策学は、実務との協働や、法曹養成機関等としての教育活動において、ローカルな制度やその運用を対象とする比重がきわめて大きい。これまで国内の上記学問分野で、日本語での研究成果の発信がほとんどだったことは、このことに関連している。そうした活動の需要は依然として高いが、しかし、他方で法学研究科では、そうしたドメスティックな活動と

並行して、若手・中堅教員を主な担い手として、グローバルな研究ネットワークのなかで共同研究を推進したり、研究成果を発信する取り組みを重ねている。研究科は、若手教員に最大2年間の在外研究を認める等の取り組みによって、海外での研究活動を可能な限りバックアップしている。

その結果、平成26年度には、外国語（英語、独語）の活字媒体において、8件の研究成果の発信がなされた。内訳は、外国人研究者が編者となり海外で出版された著作への論文寄稿が、*The International Law of Disaster Relief*, Cambridge University Press（植木教授、西本准教授）、*The Right to Strike: A Comparative View*, Kluwer 及び *Aktuelle arbeitsrechtliche Herausforderungen in Japan und Deutschland*, Heymanns Verlag（桑村准教授）、*Patriotism in East Asia*, Routledge（犬塚教授）に掲載された計5件、外国語ジャーナルに受理された論文が、*Zeitschrift für Japanisches Recht*（森田教授）、*Journal of European Law & Practice*（滝澤准教授）等に掲載の計3件であった。

2 若手研究者による研究ネットワークの構築

国際共同博士課程コース（CNDC）事業は、若手研究者の国際的な研究ネットワークの構築にも寄与している。平成27年度末の公刊が決定した *Risk State: Japan's Foreign Policy in an Age of Uncertainty*, Ashgate は、CNDC修了生と研究科若手スタッフを編者とする論文集である。

3 海外研究者の受入れ

平成26年8月に孫基榮教授（高麗大学校アジア問題研究所）、平成27年4月～6月に Brian Woodall 教授（ジョージア工科大学）をそれぞれ法政実務教育研究センターの客員教授として受入れて、学部・大学院の講義を開講したほか、関連するスタッフと研究交流を図った。平成26年度には、海外から2名の客員研究員を受け入れた。また、CNDC提携機関とのあいだでは、平成26年8月と平成27年2月と4月に本研究科に訪問を受け、平成26年10月と平成27年3月には相手先へ訪問し、研究者間のさらなる交流を推進した。

4 共同研究

科学研究費補助金基盤研究（A）として、平成26年度には、前述の「家族法改正のための基礎的・領域横断的研究」（研究代表者：水野紀子教授）、「大規模災害と法」（研究代表者：稲葉馨教授）、「科学技術の不確実性と法的規制：学際的観点からの包括的的制度設計の試み」（研究代表者：中原茂樹教授）に加えて、「土地・選挙制度・自治：代表民主主義の再構築」（研究代表者：糠塚康江教授）が始まった。27年度の基盤研究（A）には、中原茂樹科研、糠塚科研のほか、若手研究者たちが組織する「現代独仏民事責任法の融合研究：日本法の再定位を目指して」（研究代表者：中原太郎准教授）が加わり、それぞれが精力的に研究を実施している。

また、平成26年度より文系4研究科に配属された文系URAと連携して、分野横断的研究を推進している。「東北大学文系4研究科人文・社会科学における知の創出セミナー」（クワトロセミナー）において尾野嘉邦准教授が報告したほか、平成27年度からは、研究科を越境する共同研究のひとつに科学研究費補助金が採択された（基盤研究（B）「18世紀英国における当事者対抗主義に関する分野横断的研究」、研究代表者：井上和治准教授）。

C 重点戦略・展開施策3「東北復興・日本新生への積極的参画及びその担い手となる人材の育成」の実現に向けた取組

前掲のIII（1）2を参照。